

県議会一般質問要旨

- 1 本県における二元代表制について
- 2 知事の次期マニフェストと、コロナ禍を経た県行財政の在り方
 - (1)基金残高とポストコロナ
 - (2)産業政策とDX
 - (3)地域医療体制の整備
 - (4)保健所等の体制
 - (5)医療資源の地域マネジメント
 - (6)オンラインを活用した医療資源の効率利用
 - (7)看護師人材の確保
 - (8)市町村連携(コバトン健康マイレージ)について
- 3 教育施策
 - (1)私立学校法改正による影響と対応
 - (2)中高一貫校の敷設について
 - (3)特色ある学校づくりについて
- 4 スポーツ科学拠点施設と上尾運動公園の一括整備について
- 5 原市沼調節池を核とした賑わいづくり
- 6 地元問題について
 - (1)北上尾立体交差
 - (2)都市計画道路伊奈中央線
 - (3)第二産業道路



こちらから一般質問動画もご覧可能です。(スマホカメラ等をかざして下さい)

尾花あきひと 県政報告



編集・発行/埼玉県議会自由民主党議員団 尾花あきひと事務所 〒362-0035 埼玉県上尾市仲町 1-5-7
TEL: 048(773)7033 FAX: 048(773)6287 E-mail: a-obana@obana-m.jp (県議会レポート)

◆日頃より激励やお声を賜り感謝申し上げます。任期開始から4ヶ月、議員定数93のうち58名を数える自民党県議団では、議会日程に加え多くの政策研究の場を設け、議論する日々を送っております。上尾伊奈発展とともに地域から国を押し上げるべく努めてまいりますので、引き続きお声を賜れば幸いです。

◆夏の初定例会では新人のトップバッターとして一般質問に登壇し、地元からは250名を超える傍聴の方に駆け付けて頂きました。今回、私は質問全般で「コロナ禍中で得た学びや県民との連携を一過性のものとせず、プラスに転じて埼玉の力を伸ばすべき」として提案を行いました。上尾伊奈の要望も訴え、結果、これまで滞っていた地元政策も動き出しました。政策の詳細解説は今後の号でお伝えさせて頂きたいと思いますが、今号では、皆様へ送り出して頂いた県議会の空気感をお伝えすべく、一般質問のやりとりをほぼ全文掲載させて頂きます。

「地方自治の根幹「二元代表制」を知事に問う」

1 本県における二元代表制について

■尾花 多様性と不確実性が高まる社会の中で、県規模の挑戦により我が国に変革を生んでいくかどうか、今こそ地方自治の真価が問われる時代です。

都道府県政は、かつては内務省官僚が知事として任命されていた時代もあったように、中央政府による統制に端を発するとも言われますが、県単位で対処すべき課題が増加し、そして危機対応による知見やDXが県民との直接対話を可能としつつある今、よりボトムアップの共同体へ切り替わる大きな節目にあると考えます。

改選後初の定例会に当たり、まず、本県の二元代表制について伺います。

住民により別個に選挙される議会と首長は、それぞれ独立した機関として対等に、適度な緊張関係を保つことが自治体運営の基本ですが、全国では、『両者が過度な対立に陥り、自治法改正まで招いた鹿児島県阿久根市』や、『反対に、市長、議長が共に関わる汚職が発生した上尾市』など、制度の根幹を揺るがす例も存在します。

翻って、この埼玉県政では、先輩諸兄により全国有数の政策条例が制定され、二元代表制を体現する運営が図られているものと理解しております。

今回の統一選の折、報道機関によるアンケートにて、『県議会議員として、大野知事に対してどのようなスタンスを取りますか』として、与党的立場、野党的立場を問う設問がありました。このように報道機関でさえ、地方自治には本来存在しない「与野党」という言葉を用いるような現実があります。まずは、制度の広い理解とその理想の追求が必要だと考え、以下、知事に伺います。



県議会

では、首長と議員がいずれも住民から直接選ばれ、それぞれが住民を代表する二元代表制が採られております。議会の特定の政党から首長が選ばれるものではないため、地方自治体には、国のような与野党、野党といった概念は存在しないと考えております。

次に、二元代表制の意義をいかなる形で感じたのか、制度一般論を前提として、埼玉県政における現実の所感について伺います。

知事は、県民を代表する行政の執行者として県民の声を県政に生かし、政策を実現していく立場にあります。他方、議員の皆様におかれましては、日頃の活動を通じて県民の生活実感などの現実の姿を熟知し、県民の生の声をつぶさに聞きつつ、県民を代表して県政をチエックする立場にあると考えます。知事と県議会とが、それぞれの置かれた立場から互いに切磋琢磨し、緊張感を持って是非を争い、議論を積み重ね、より良い政策をつくり上げることを二元代表制の意義と考えております。

知事就任後の四年間を振り返りますと、とりわけ新型コロナウイルス感染症対策において、議員の皆様から頂いた、地域や経済界、各種団体等からの貴重な御意見を基に活発な議論を経て、ワクチン接種などの感染症対策や飲食店への協力金など、様々な補正予算が実現いたしました。また、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会も設置を頂き、体制整備に向けた議論を深めることができました。

コロナ対策のほかにも、ウクライナ情勢等に伴う原油価格や物価の高騰による県民生活及び県経済活動への影響を最小限にとどめるため、国の補正予算に対応した予算措置について、急議案として県議会でも緊急に御審議、御議決を頂いたこともございました。これらは、県議会の皆様の御協力なくしては、決してなし得なかったと考えます。

本県では、二元代表制の下、理想的な形で知事と県議会とが切磋琢磨し、両輪の関係が築かれ、県民にとって良い形の県政につながっていると私は考えております。

「コロナ禍後の特殊な交付金清算について」

2 知事の次期マニフェストと、コロナ禍を経た県行財政の在り方

(1)基金残高とポストコロナ

■尾花 コロナ禍は、多くの潜在的な社会課題を浮き彫りにしました。国と地方の政策、財政の連動性、役割分担の必要性はより可視化され、危機管理に代表される都道府県政のプレゼンスは、かつてないほど高まっております。

そこで、ポストコロナに向け、まず、財源論からお伺います。

民間レポート等では、本県の財政状況は総体として良好といった評価が多い一方、財源調整のための基金の残高が低い問題が議会から指摘されておりましたが、独自財源である県収入がコロナ禍前から増加を続けていくことに加え、コロナ禍における令和三年度の県財政では、当初の歳入見込みに反して決算額が大幅に、交付税も大幅増となったことと併せて、年度末の基金残高は約六百二十二億円の大幅増となる約一千二百七十四億円に、そして令和四年度も約百三十五億円の増となった結果、残高は一千四百九億円と大幅回復をした状況です。

知事は、本任期の総括について、二月定例会当時の代表質問に対し、『危機対応に追われ、自分がやりたいことよりも、やらなければならないことを優先せざるを得なかった』との旨、答弁され、報道によれば、自ら八十点と評価をされております。再選の意思を表明された今、積み増した財源の活用を含めて、施策を加速する考えがあるかをお伺いします。

この基金残高については、県は本年の予算特別委員会にて、『交付税の精算措置分と定年の段階的引上げに伴う退職手当分を積んでいるもの』と説明をされておりますが、実は今回、ほぼ全ての自治体で精算が行われる一方、精算が開始された令和四年度の地方財政計画において、実質的な交付税の全国総額が減るどころか増えているという事実があり、交付税額はコロナ禍前から大きく減らないという可能性が考えられます。

また、地方公務員の退職者と手当支給額は年々減少傾向にあり、特に令和五年度からの十年間は、定年延長に伴い退職者数が半減することから、支給額も大きく減ると思われます。令和四年度の補正予算第十号では、県税及び地方譲与税等について、県税交付金等の関連歳出を除いた見込みが当初予算に比べ約四百六十九億円伸び、財源調整のための基金残高も前年度比約百三十五億円増加するなど、基金と県税決算額がコロナ前の令和元年度以降、一貫して増え続けていることは客観的事実であり、政策実施に必要な財政基盤は徐々に整ってきているとも考えられます。

残高目標については、知事が『債務や経済状況で見直すべきもの』と述べられている前提での問いとなりますが、ポストコロナと再選に向けての施策加速について、財源論から知事の御所見をお伺いいたします。

議員お話しのとおり、財源調整のための基金残高は令和四年度末時点で一千四百九億円まで復元をしております。しかし、後年度の普通交付税の精算措置や定年年齢の段階的引上げに伴い、今後必要となる退職手当相当額を除いた実質的な残高は現時点で六十億円であり、決して十分とは言えない状況であります。

また、県収入は令和二年度以降増加しているものの、景気動向等により大きく左右される面もございます。さらに、今後、社会保障関連経費や公共施設の老朽化対策経費の増加は確実に見込まれており、財政状況に余裕があるとは言えないと認識しております。

このような状況でも、埼玉版スーパー・シティプロジェクトの参加自治体を拡大するほか、二年連続で一千億円を超える公共事業予算を確保するなど、本県の発展のために必要な施策については、財源を理由にすることなく、歩みを止めることなく実施をさせていただいております。

超少子高齢化社会が進展する中で、引き続き本県の成長を実現させるため、今後も未来を見据えたまちづくりを進めていくとともに、DXの推進をはじめとした社会全体の生産性向上に向けた施策に取り組んでいく必要がございます。そのためには、引き続き、歳出面ではEBPMの考え方に基づいた検証を行い、不断の行財政改革に努め、効果の高い事業に限られた財源を重点化するともに、歳入面では、あらゆる手段を用いて財源確保を図ってまいります。

令和五年度をポストコロナ元年として、十年、二十年先を見据えた持続的発展につながる取組を着実に実施してまいります。

■尾花 精算措置分を確保してある旨の答弁でした。確かに御説明のとおり、普通交付税の基準財政収入額については、一部の税目において課税実績と乖離が生じた場合、算定以降三か年かけて精算をするという仕組みとなっております。

一方、先ほども述べましたが、今回この精算が始まった令和四年度の地方財政計画上の交付税及び臨財債の合計額、つまり全国の自治体に対してこれから配分する交付税の総額を過去と比較しますと、コロナ前の令和二年度と比べて減るどころか増えており、また、令和五年度についても同等の規模で推移しているという状況がございます。これについては、一度積み上げたものを一定のルールに沿って全国に配分するというものでありますので、このお金については、必ず行き先があるという性質のもの



尾花知事

■尾花 コロナ禍は、多くの潜在的な社会課題を浮き彫りにしました。国と地方の政策、財政の連動性、役割分担の必要性はより可視化され、危機管理に代表される都道府県政のプレゼンスは、かつてないほど高まっております。

そこで、ポストコロナに向け、まず、財源論からお伺います。

民間レポート等では、本県の財政状況は総体として良好といった評価が多い一方、財源調整のための基金の残高が低い問題が議会から指摘されておりましたが、独自財源である県収入がコロナ禍前から増加を続けていくことに加え、コロナ禍における令和三年度の県財政では、当初の歳入見込みに反して決算額が大幅に、交付税も大幅増となったことと併せて、年度末の基金残高は約六百二十二億円の大幅増となる約一千二百七十四億円に、そして令和四年度も約百三十五億円の増となった結果、残高は一千四百九億円と大幅回復をした状況です。

知事は、本任期の総括について、二月定例会当時の代表質問に対し、『危機対応に追われ、自分がやりたいことよりも、やらなければならないことを優先せざるを得なかった』との旨、答弁され、報道によれば、自ら八十点と評価をされております。再選の意思を表明された今、積み増した財源の活用を含めて、施策を加速する考えがあるかをお伺いします。

この基金残高については、県は本年の予算特別委員会にて、『交付税の精算措置分と定年の段階的引上げに伴う退職手当分を積んでいるもの』と説明をされておりますが、実は今回、ほぼ全ての自治体で精算が行われる一方、精算が開始された令和四年度の地方財政計画において、実質的な交付税の全国総額が減るどころか増えているという事実があり、交付税額はコロナ禍前から大きく減らないという可能性が考えられます。

また、地方公務員の退職者と手当支給額は年々減少傾向にあり、特に令和五年度からの十年間は、定年延長に伴い退職者数が半減することから、支給額も大きく減ると思われます。令和四年度の補正予算第十号では、県税及び地方譲与税等について、県税交付金等の関連歳出を除いた見込みが当初予算に比べ約四百六十九億円伸び、財源調整のための基金残高も前年度比約百三十五億円増加するなど、基金と県税決算額がコロナ前の令和元年度以降、一貫して増え続けていることは客観的事実であり、政策実施に必要な財政基盤は徐々に整ってきているとも考えられます。

残高目標については、知事が『債務や経済状況で見直すべきもの』と述べられている前提での問いとなりますが、ポストコロナと再選に向けての施策加速について、財源論から知事の御所見をお伺いいたします。

であります。

今回かなり特殊な状況ですが、ほとんど全ての自治体において精算が行われるという状況にもかかわらず、このように実質的な交付税総額がかわらないという状況を総合的に判断すると、精算の中身というよりは、結果的には基準財政需要額の増加にコロナ禍前からそこまで変化しないという結論が導き出されます。

端的に申し上げれば、県においても三か年における精算の影響は受けませんが、実際に来る交付税の額はそこまで変わらなないのではないかと、少なくとも、県が説明されてきた離れの五百六十六億円が丸ごとなくなることはまずないと思われま

その証明として、実際本県においては、令和四年度に交付された交付税が令和二年度に比べてほぼ変わらず、反対に県税が大きく増えていることで百三十五億円が積み増されているという状況です。これらのを踏まえた上でも、県としては精算の結果、残高がコロナ禍前の六百五十二億円程度まで減るとい認識で予算編成をされていくのか、知事に伺いたいと思えます。



■大野知事 答弁

普通交付税は、課税の実績額との間に格差が生じた場合に精算する制度となっております。これは議員御指摘のとおりです。本県では、令和三年度、そして四年度に、法人事業税等の実際の税収が交付税算定上見込んだ額よりも多く、結果として普通交付税が過大に交付されたことから、後年度に精算制度による減算措置がなされます。このため、精算制度による普通交付税の減算措置見込額を基金に積み立てているというところであります。

議員のお話にもございました地方交付税と臨時財政対策債の合計額は、例えば令和二年度と令和四年度との比較において、市町村も含めた地方財政計画上、つまり道府県と市町村の両方では増加をしておりますが、本県の当初交付決定額は減少しております。これは、法人事業税等は道府県税であるために、精算制度における実質的な交付税では、市町村の場合には令和二年度から四年度にかけて、増加したわけでございますけれども、道府県の方が法人事業税等の方が大きいということが要因としてあるもので、逆に道府県では減っている、そして埼玉県においても減少しているということでございます。したがって、現時点では実

質的な基金残高がコロナ前の水準に戻る前提に立って予算編成を行わざるを得ないという状況にあります。

議員御指摘のとおり、地方交付税の交付額は、需要と収入の差引きで算定されることになるため、基準財政需要額の措置のされ方によっても、もちろん見込みを上回るということもあり得ます。今後、実質的な基金残高の状況を見ながら、地方交付税と臨時財政対策債の合計額が見込みを上回った場合には、その財源を有効活用して予算編成をさせていただきたいと考えております。

補助金申請の経験を活かした企業支援強化を

(2) 産業政策とDX

尾花 危機対応の結果、従来では挑戦しにくかった新たな政策展開ができた代表分野は、産業振興と医療の分野であると思えます。そこで、この分野について順次伺ってまいります。

単独の市町村を超える産業振興は、県が担う大きな仕事ですが、中小企業支援分野で知事会が呼ぶところの「空飛ぶ補助金」をはじめ、昨今では、市町村や事業者が県を飛ばして国と直接やり取りするケースの増加傾向もあり、また、県内の中小企業、小規模事業者数は十六万を超える規模感ゆえ、現実的には、県政がマスのサイズで直接事業者へ各種政策資源を届けるというイメージは持ちにくかったというのが、これまでの感覚ではないかと思えます。

しかし、コロナ禍中では、半ば実証実験的に電子申請を併用した補助金のデリバリーが行われ、感染防止対策協力金の総件数では二十二万三千三百九十二件の実績が出ているほか、電子申請サービス全体の利用件数は、令和元年度の四十一万三千二百七十四件から、四年度には百六十九万二千六百六十七件まで伸びており、申請の受け手として県がこれまでの大規模な対応を行ったことは、大きな土壌の変化であると思われま

知事公約のうち、DXビジョンについては、事業者のDXへの取組割合を令和五年度までに五〇パーセントまで引き上げると定められておりますが、四年度当初時点では一九・一パーセントにとどまっております。県が社会的インパクトを生むことまで本気で想定するならば、対面で行っている施策についても、実績の桁数まで変える意識でDX併用への切り替えが必要と思えます。



例えば行政機関や経済団体、金融機関が一体となり、中小企業のDX化に取り組みDX推進支援ネットワークについては、その内容が有効な取組である一方、指標については、現在明確でないようでありま

■大野知事 答弁

コロナ禍を契機として、県の行政手続においてデジタル技術の活用が一気に広がり、電子申請・届出サービスの利用件数は大きく伸びることとなりました。こうしたDXの流れを後戻りさせることなく、加速させていく必要があることについては、私も同感であります。

感染防止対策協力金の申請にオンラインシステムを活用したことにより、県は、約二万の飲食店事業者のメールアドレスなどの情報を入手いたしました。この連絡先は、個人情報保護の観点から、施策のPRなどに活用することができません。

一方で、協力金申請と同時に並行して企業への皆様に御活用いただきたい支援情報を県から直接お届けする事業者向けのLINEを開始しております。このLINEには、現在、約一万九千の事業者に登録いただいております。これまで支援金や補助金の周知、埼玉県DX推進支援ネットワークの支援情報案内などを行ってきたところでありま

議員御指摘のとおり、事業者のDXの取組割合は、令和五年度末の目標値と現在の実績値に開きがございます。そこで、今年度から優れたDXの取組の表彰制度を開始し、小規模な事業者においても取り組むことができる成功事例についてLINEで幅広く発信して、横展開を図ってまいります。今回のコロナ禍では、ペーパーレス化など県庁のDX化の第一のステップは大きく進みましたが、これを更に前進させ、事業者の皆様が利便性の向上を実感できるよう、産業施策に生かしてまいります。

コロナの学びから医療保健体制の改革を

(3) 地域医療体制の整備

述べられており、マニフェストでも、医療人材の確保、感染症人材の育成支援をうたわれておりますが、新たな感染症も想定し、今回を経た備えを構築すべきと考えます。知事の御所見をお伺いいたします。

■大野知事 答弁

新型コロナウイルス感染症の発生当初、想定のような未知の感染症であったため、対応策の検討を余儀なくされました。その中でも、県医師会と緊密な連携を取り、診療・検査医療機関をいち早く公表するなど、医療提供体制の構築を図りました。

また、感染症対策の専門的体制として、感染症専門医や感染管理認定看護師等が構成するCOVMAATや、オンラインで感染防止対策を指導するeMAATを全国に先駆けて整備したところでありま

県では、感染症の基礎を学び、医療現場で対応の中心的な役割を担う人材の育成を旨とする感染症専門人材研修を行い、令和四年度は百十四人が研修を修了いたしました。引き続き、全ての入院医療機関に知識を持ったスタッフが配置されるよう、感染症専門人材研修等を実施してまいります。医師会、医療機関や保健所設置市等との連携を更に深め、新たな感染症に対する準備を進めたいと思えます。

■尾花 各種民間で実施されたアンケートで、本県は、『保健師や保健所職員への業務の偏り』を課題として回答されたケースが見られますが、この対応に関しては、直営と外部委託のバランスの問題や、民間事業者との日頃からの協働体制、更には迅速な発注と公正性の両立が課題と考えます。ポストコロナでは改善が図られているべきと思えますが、見解をお伺いいたします。

保健医療部長 答弁

新型コロナウイルス感染症の対応では、感染者数の増減に応じて保健所への応援職員を柔軟に配置するなど、全庁職員がワンチームで業務に従事しました。さらに、感染拡大時においては、民間事業者からの人材派遣や県内の大学教員である保健師等に御協力を頂き、保健所業務の体制強化に努

めました。昨年度、感染症法が改正され、現行の予防計画を改定し、都道府県は、平時から新たな感染症等の危機に備えることとされま

した。予防計画では、保健所業務のひつ迫を防止するため、当初の一月から十分対応可能な体制を想定し、準備することとされた。その当初の体制は、本庁からの応援職員に加え、保健師等については、即応可能な外部人材も活用します。こうした対応をしている間に更なる感染拡大に備え、様々な業務委託などを進めます。

今年度から外部人材の確保対策として、国が構築した即応人材の登録の仕組みを活用し、県内で登録された方々に対して、平時からの情報共有や計画的な訓練等を行うべく予定。コロナ禍の経験を生かしながら、最前線に対応する保健所の業務体制について、迅速な対応ができるよう、平時から着実に準備を進めてまいります。

(5) 医療資源の地域マネジメント

■尾花 発熱者の診療を行う診療・検査医療機関については、当初、個々の医療機関名は公表されませんでした。厚労省がこの公表を依頼したことに対し、最終的に実現ができたのは、本県と高知県のみであったと聞いております。その際には、医師会の強力なリーダーシップと連携が鍵になったとお聞きしており、医療現場で地域連携の視点が強まったことは、今後につながる本県の貴重な財産になったと思われま

地域保健医療計画の次期策定についても迫っておりますが、いかに地域連携の取組を今後行っていく考えでしょうか。また、医療機関相互の分担、連携、効率化を目的とする地域医療連携推進法人が、本年三月に上尾市において県内で初めて立ち上がりま

■保健医療部長 答弁 議員お話しのとおり、診療・検査医療機関の体制構築に当たっては、令和二年十二月から診療・検査医療機関名を全て公表し、必要な方に直接これらの医療機関にアクセスできるようにするなど、県医師会と連携したことで先進的な取組を行うことができました。県では、地域医療の課題解決には、医療関係者と連携を図ることが重要であると考えており、これまでも在宅医療連携拠点の設置など、地域の医師会との連携を図ってきたところで

各二次保健医療圏には、地域医療に係る課題や今後の方向性を議論する場として、地域の医師会を中心に医療関係者などで構成される地域医療構想調整会議や地域保健医療協議会を設置し、医療機能の分化・連携や介護との連携などを協議しています。今後ともこうした協議の場を活用し、医療関係者と連携を密にすることで、地域医療

保健医療部長 答弁

の課題の解決に向け、取り組んでまいります。次に、地域医療連携推進法人は、平成二十九年四月に施行された制度であり、医療機関相互の機能の分担、連携推進のため、医療従事者の人事交流、医薬品等の共同購入、病床再編等の地域連携推進業務を行うことを目的としています。現在、全国で三十四法人が認定され、県内では、議員お話しのとおり、本年三月に初めて認定されました。この法人では、現在、共同研修や共同購入の準備を進めていると聞いております。

この制度は、地域医療構想推進のための手段の一つであることから、県としては、制度概要や認定手続を周知するとともに、地域医療連携推進法人設立の相談に丁寧に

率利用

■尾花 医療の地域偏在や診療科偏在などの改善のため、Tele-ICUなどオンラインを活用した医療資源を積極的に効率利用すべきです。将来は、診療科ごとに体系化され、複数の拠点と病院のネットワークが張り巡らされた状態を目指すべきと思

■大野知事 答弁

自治医科大学附属さいたま医療センターを拠点に5病院が連携してコロナ以外の重症患者の診療支援も行われ、病院間の連携は進みつつあります。今年度4病院を加えてカバー可能なエリアを広げます。今後は現場ニーズや課題を整理し、診療科別のネットワーク構築の必要性について検討してまいります。

■尾花 現在、病院の最大の課題の一つが看護師不足であります。知事もマニフェストにて、『看護師の職場復帰支援や感染症認定看護師の研修などの能力向上』をうたわれております。いかに行っていくお考えか、また、『休職中の潜在看護師の復帰』が鍵と思えますが、これに向けて、『点滴や注射など技術的なプラクティスを埋めるセミナー開催等の支援』を県が主体的に取り組んでいくべきではないかと考えます。知事の御所見をお伺いいたします。

■大野知事 答弁 県が指定している埼玉県ナースセンターが、その方に合った就職先を紹介する無料職業紹介やハローワークに出向いての巡回相談等の支援を行っています。議員お話しのとおり、現場からいつとき離れていた、いわゆる潜在看護師の復帰を支援する取組も大変重要と思えます。そのため、県はナースセンターに委託をし、個々の技能に応じた技術講習会や医療現場で実施する実践的な技術講習会など、復職

の課題の解決に向け、取り組んでまいります。次に、地域医療連携推進法人は、平成二十九年四月に施行された制度であり、医療機関相互の機能の分担、連携推進のため、医療従事者の人事交流、医薬品等の共同購入、病床再編等の地域連携推進業務を行うことを目的としています。現在、全国で三十四法人が認定され、県内では、議員お話しのとおり、本年三月に初めて認定されました。この法人では、現在、共同研修や共同購入の準備を進めていると聞いております。

に対する不安を取り除くための講習会も実施しており、私も実際に現場にてその様子を視察いたしました。令和四年度には、当事業を利用いただいた約一千人の潜在看護師の方が復職されました。

また、看護の質の向上については、認定看護師の育成支援などを図っております。認定看護師の資格取得に必要な教育を受講する看護師のうち、感染症や在宅高齢者医療の分野など、需要が高く人材が不足している分野を選択した方を対象に、受講料への補助を行っております。また、研修受講を促進するため看護師が不在となる医療機関に対して、人件費の補助も行ってあります。これらの取組を潜在看護師や能力向上を目指す看護師に利用していただくことにより、看護人材の確保、養成に引き続き取り組んでまいります。

市町村を尊重した支援 (コバトン健康マイレージ)

(8) 市町村連携 (コバトン健康マイレージ) について

■尾花 コロナ禍においては、行政の足並みに違いが出る場面というのも多く、国、地方、そして市町村との連携、分権を再考する機会ともなりました。今後は、行政資源を効率的に利用することが重要であり、県からの支援強化が必要な場面自体は増えると思っております。

一方で今回、県が主体となり市町村の協力の下、実施された配食キットについては、昨年の十月頃に感染者数が減った際、県が事業を取りやめ、地域によっては急ぎよの事業廃止が困難で、地元市町村が独自財源によって継続をしたという例がございました。

事業の削減や内容の変更といったことがあった際、住民に対し十分な説明を行うための根拠をより丁寧に提示してほしいとの声は常に上がっております。

■大野知事 答弁 昨年度実施したマイレージの効果検証を踏まえ、民間健康アプリの充実など事業環境の変化に鑑み、県の役割を、民間健康ア

プリを活用して保健事業を行う市町村を側面から支援することいたしました。

また、医療費抑制効果などの効果検証結果については、今年五月に最終報告結果について説明し、市町村から御理解を頂きました。現状のコバトン健康マイレージに代わる次期健康増進アプリへの参加意向を調査したところ、現時点では四十八の市町村から、次期歩数アプリへの参加希望がございました。県では市町村から個別に相談に応じております。

また、アプリ事業者の選定については、六月に総合評価方式の一般競争入札を採用したところ、七事業者が参加し、契約締結に向けた調整を行っております。導入時期は、令和六年一月からの試行運用、令和六年四月からの本格稼働を予定しております。今後とも事業の実施主体である市町村が新たなアプリを円滑に運用できるよう支援してまいります。

これまでコバトン健康マイレージにつきましては、医療費抑制効果などの効果検証結果について、二度にわたり、中間報告並びに本年には最終報告が行われて、調査を行わせていただくとともに、逆に、これから移行する対象となる市町村に対してアンケート調査を行わせていただき、その両方の調査結果を踏まえて、市町村と数次にわたって協議させていただきます。

私学法改正による幼稚園法人への影響と対策

3 教育施策 (1) 私学法改正による影響と対応

■尾花 まず、私学法改正による影響についてお伺いいたします。

私学の在り方に関して、かつて国は、大正七年、大学令により、最高学府としての大学に対し、永続的に運営ができる保証として多額の基本財産の供託を求めました。時代は、はるかに下り、このたび学校法人のガバナンスの強化を求め、私学法が改正となりましたが、もともと五年後の見直し規定だったにもかかわらず、大学の不祥事等を踏まえ、令和七年の施行に向けて、このたび公布されました。この急ぎよの改正により、大学をはじめ各学校法人が対応に迫られている現状を耳にしております。

これについては、知事所轄の学校法人もその対象となるため、特に幼稚園法人等の準備を鑑みると、県として対応すべき点を早めに明確化し、迅速に取り組んでいかなければならないと考えますので、以下お伺いいたします。

一点目、大臣所轄と知事所轄では運営体制の違いが大きいため、特に幼稚園法人向けに関しては、運営体制の規定等が大臣所轄と同様とならないよう、国に対して提言していくべきとも考えますが、現段階にお

いて県が想定する課題について、お伺いいたします。

二点目、改正法の施行までに学校法人に対して説明会を開催し、新制度の内容と必要な対応、そして今後のスケジュールの周知徹底を国から求められております。県では、いかに課題を整理し、進めていく考えであるか、お伺いいたします。

■総務部長 答弁

大きな改正点としては、理事会と評議員会の関係性において、これまでの両者の協働という機能のみならず、理事と評議員の兼職の禁止等による相互けん制機能が新たに整備されることが挙げられます。結果として、例えば理事や評議員の新たな人選や、学校法人の根本的な規則である寄附行為の全面的な見直しが必要になります。

議員御指摘のとおり、学校法人は運営体制の規模は様々でありまして、とりわけ専任の事務職員がいらないような幼稚園法人では、事務負担も大きく、令和七年四月一日の法施行までに必要な手続を完了できるかが課題になると考えます。

一方で、改正法に対する国会の附帯決議において、小規模な学校法人に対しては、運用面での負担軽減措置を講じることとされており、県といたしましても、引き続き国との情報共有を密にししながら、各学校法人が適切に対応できるよう留意してまいります。

今回の法改正の内容につきましては、その概要や説明資料、解説動画など、国から示された情報を直ちに県内全ての学校法人に周知をいたしました。

一方で、政省令の改正をはじめとした詳細な情報が現時点では国から提供されていないため、今後、具体的にどのような準備をしていけばよいか分からないといった学校法人が多いのも実情であります。モデルとなる寄附行為などを分かりやすく整理、今後必要となる対応や具体的なスケジュールについて、説明会や研修の場などを活用し、しっかりと共有してまいります。その上で、例えば専任の担当者や配置して、学校法人が個々に抱える課題に応じてオーダーメイドでサポートするなど、丁寧に対応していきたいと考えています。

今回の法改正への対応によって各学校法人の学びの充実につながっていくよう、円滑な準備を促してまいります。

■尾花 近年、さいたま市、川口市や、また私学においても中高一貫校は増加傾向にあります。本県においては、人材輩出の下支えとなる教育改革に取り組まれ、平成十五年には、首都圏でいち早く伊奈学園総合高校に中学校を敷設されておりましたが、今後、中高一貫校の敷設を進める考えが、ありかどうか、日吉教育長の御所見をお伺いいたします。

■教育長 答弁

私は、誰一人取り残すことなく、子供たち一人一人に目配りをし、寄り添いながら、きめ細かく支援していくことが公教育としての大切な役割だと考えています。子供たちの様々なニーズに応える多様な選択肢の一つとして、六年間を見通したゆとりある学校生活を可能にし、柔軟性の高い教育課程により、生徒の学びを豊かにする中高一貫教育は、意義あるものと考えております。

令和三年度伊奈学園中学校及び伊奈学園総合高校における中高一貫教育について検証を行いました。検証した結果、中高一貫教育では、六年間を見通した計画的、継続的な教育活動を通して意欲的な生徒の進路実現が図られ、目的意識の高い生徒の育成につながっているなどの成果が見られました。

課題として、通学可能な地域に偏りがあため、中高一貫校を選択することが難しい地域もあることが挙げられています。このような検証結果を踏まえ、中高一貫教育ならではの教育課程や生徒の通学の利便性にも配慮したバランスの良い配置など、中高一貫校の設置検討を進めてまいります。

特色ある学校と教育施策を進めるべき

(3) 特色ある学校づくりについて

■尾花 平成十六年度に旧十二学区あった通学区を撤廃して全県一区とされましたが、平成二十二年から、進学指導重点推進校を指定した際、旧学区である第一北部、上尾市など、第二東部、和光市など、第二西部、飯能市など、第三、東松山市など、第四、秩父市など、第五、本庄市などには指定がされませんでした。貧困要因をはじめ、教育機会の不平等は大きな社会課題であると考えますが、六つの旧学区において指定をしなかったことは、教育の公平性を欠いていたと思えてなりません。

また、現在、政府は、高等学校を活用した地方創生の推進を打ち出しており、令和四年度から年次進行で実施されている新学習指導要領では、より良い学校教育を通じて、より良い社会をつくる目標を、社会が共有し、連携と協働しながら、時代を求められる資質、能力を子供たちに育むという社会に開かれた教育課程の実現が今目指されております。

教育関連の負担が家計に重くのしかかっている今日、公的な支援として、六つの旧学区に新たな対応策として、再度、進学指導重点指定校の指定等に取り組み、あるいは伊奈学園中学校の開設時に検討された全寮制の自然体験型の学校設置や、旧第四学区方面には観光に特化した学校といった、都市部から山間部までを含む本県、埼玉県の特長を生かし、その地域特性それぞれに合わせた特徴的な学校やカリキュラム設置を今こそ進めるべきではないかと考えます。教育長の御所見をお伺いいたします。

■教育長 答弁

まず、六つの旧学区に、新たな対応策として推進校の指定に取り組むことについてでございます。

県では、平成二十二年から三年間、進学指導重点推進校十一校を指定し、将来、様々な分野で活躍できるような人材の育成に努めてまいりました。その後も、事業の名称や推進校の指定変更を行いながら、本県の進学指導のけん引役となる学校に対し、生徒の学力向上に向けた支援を継続的に行ってまいりました。

コロナ禍におけるICT環境の充実に伴い、令和四年度からは、進学指導重点推進校であった学校などで実施する大学進学希望者向けの夏季講習を、推進校に限らず全ての県立高校の生徒がオンラインで受講できるようにしたところでございます。この取組により、生徒同士が学校の枠を超えて切磋琢磨することで学習意欲が向上するとともに、教員も互いに刺激を受けながら指導力の向上につながっております。今後も引き続きICT機器を活用し、県全体の教育力向上に努めてまいります。



議員お話しのとおり、学校と社会が目標を共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる生徒の資質、能力を育むことは大変重要であると考えます。

現在、本県には、地域特性に合わせた様々な取組を行っている学校がございます。例えば飯能高校では、学校設定科目の地域創造学において、市の観光プロデューサーとして観光PR動画を作成することで、地域の魅力を発信する取組を行っております。また、秩父農工科学高校では、地域の森林を生かした蜂蜜づくりに取り組むNPO法人等と連携し、加工したトマトの果肉をミツパチに与えて、健康に良いとされる成分を含んだ蜂蜜を開発する事業を実施しております。

今後も引き続き、各高校において社会に開かれた教育課程の実現を目指して、地域特性に合わせた様々な取組を行ってまいります。

■尾花 次に、項目の四、スポーツ科学拠点施設と上尾運動公園の一括整備について(地図記載箇所①) 点施設と上尾運動公園の一括整備についてお伺いいたします。

メイン会場として開園した上尾運動公園内にあり、四十六年には、県誕生百周年記念としてオープンしたさいたま水上公園が、「東洋一の水の殿堂、北のさいたま水上公園、南の大磯ロングビーチ」と言われ、大変な賑わいを創出するなど、長年にわたって県民に親しまれてきたエリアであります。

水上公園の閉園に伴い、令和三年十二月に県が実施した、ありがとうイベントでは、私も含め多くの人々が別れを惜しみ、その後継にふさわしい施設整備が県民の切なる願いであります。

同時に、ここについてはもともと農事試験場があり、周辺の土地を住民が提供してきた歴史や、県道拡幅をはじめ周辺のメンテナンスが遅れており、交通環境ゆえにバス停が三度移動してしまったことや、公園利用者によるごみの投げ捨てなど、県の施設が長期にわたり住民生活に影響を与えてきたということも、エリアが持っているもう一つの顔であります。

整備計画を進める科学拠点施設は、原則として民間事業者による独立採算方式で進めることとしていますが、様々な変遷を経て運動公園と一括整備に変化したこととあり、地元としても期待と不安とがある状況です。今回導入のPark PFI手法は県としても初めての方式で、都市整備部等を含むプロジェクトチームでの取組となったと聞いております。この手法が採用された経緯及びメリットをお尋ねいたします。



①水上公園跡地の開発

■県民生活部長 答弁 整備手法がPark PFIになった経緯についてでございます。

スポーツ科学拠点施設の整備、運営に関して、民間活力の活用可能性を調査するため、令和三年度及び令和四年度に、事業者から意見を聞き取るサウンディング調査を実施いたしました。調査では、「アリーナを整備すればプロスポーツの試合や集客イベントも開催でき、宿泊施設などの収益が上がる」「県民の健康づくり、スポーツ振興についてはフィットネス等の知見が生かせる」などの声が聞かれ、官民連携による整備手法が効果的であると分かりました。

スポーツ科学、公園整備の有識者や地元上尾市の副市長などから構成される専門家で、会議で議論を深め、県庁内のプロジェクトチームにおいて検討を進め、その結果、上尾運動公園の東側のエリアを事業範囲として、公園施設も一体で整備するPark PFIが最適な手法であるという結論に至り、本年三月に策定した基本計画の中で定めたものとして、Park PFIのメリットについてご紹介します。

Park PFIでは、例えば、民間事業者が宿泊施設やレストランなど設置する施設から得られる収益を他の公園施設の整備に活用することで、県の財政負担を軽減しつつ魅力ある公園整備が行えるというメリットが伺えます。また、事業者にとっては、公園内に整備する施設の建ぺい率の制限が緩和される、施設設置許可期間を長く設定でき、初期投資の回収が見込みやすいなどのメリットも伺えます。

基本計画におきまして、スポーツ科学拠点施設は、アスリートの競技力向上だけでなく、県民の体力、健康づくりをはじめとしたスポーツの普及を目的とした施設であると位置付けております。Park PFIのメリットを最大限に生かし、スポーツ科学拠点施設が地元の方々をはじめ多くの県民に愛され、地域の誇りとなる施設となるよう努めてまいります。

原市沼の開発案 市町と連携し人の集う場づくりを

5 原市沼調節池を核とした賑わいづくり
〔地図記載箇所②〕



②原市沼開発による人の賑わい作り 市・町と連携

尾花 次に、項目の五、原市沼調節池を核とした賑わいづくりについてであります。かつて、東京一極集中の是正から始まったプロジェクトである業務核都市構想は、さいたま新都心をはじめ、みなとみらい21、幕張メッセなど、当時描かれた未来を一定の形で実現し、今日を形づくっております。Y O U A n d I 推進室が設置されていた当時の構想と比較すると、上尾・伊奈エリア、つまり「And I」に当たる部分は、プランの実現に乏しく、夢から大きく遠のいた現在であるとの声が、大変多く聞かれます。

新都心は、住みたいまちへのランキングをはじめ、東日本の玄関口として整備が進んでおられますが、上尾・伊奈は、埼玉県が重要な位置付けに至る今日までの間、新幹線の分岐によるまちの分断など、地元の

多大な協力を得てきたエリアである反面、この新幹線敷設の補償の文脈もあって開通したニューシティルについても、料金値下げの要望は、なかなか実現に至っていない状況であります。

私は、そういった意味で、上尾・伊奈に面した原市沼について、現在、調節池としての整備に取り組んでいただいているところではありますが、かつての知事と四市一町の首長がY O U A n d I 首長会議として参加していた、そして県のY O U A n d I 推進室が提唱していただいた人の賑わいを生む公園化、さらには綾瀬川断層付近ゆえの防災観点も含む水辺整備を行い、民間活力の導入可能性も含め、レイクタウンとしての再生をしていただきたいと思っております。

利根川を曲げるという後にも先にも例のない大規模治水によって、江戸と今日の首都圏のその基盤を築いた伊奈忠次、伊奈備前守の文化遺産も活用し、調節池を核に人の集う場としての整備を提案しますが、見解をお伺いいたします。

県土整備部長 答弁

原市沼調節池につきましては、現在、上の池調節池を整備しております。既に完成している下の池調節池左岸では、伊奈町が占用し、多目的広場として活用しております。県では、令和三年度から、魅力ある水辺空間の創出を図るため、地元市町村や民間事業者等と連携し、水辺deベンチャーチャレンジに取り組んでいます。水辺deベンチャーチャレンジは、河川空間の利活用を進めるため、民間事業者等が持つアイデアやノウハウを生かし、オーダーメイドの水辺空間を行う事業です。

この事業は、市町村等からの申請が必要となります。このため、県では説明会の開催や個別相談に応じ、これまでに十三の市町から申請があり、実施候補箇所に登録しております。現在、地域ごとの特性を生かす、河川を核とした人々が賑わう水辺空間の検討や工事を進めているところでございます。県の史跡に指定されている伊奈氏屋敷跡などを生かした水辺空間づくりに原市沼調節池を活用できないか、地元市町と意見交換を行ってまいります。

滞っていた北上尾立体交差の原因判明、整備が動き出す

6 地元問題について
① 北上尾立体交差〔地図記載箇所の③〕

尾花 北上尾立体交差についてであります。上尾市は、高崎線をまたぐ東西交通が大きな弱点であり、この改善に大きな期待をされながら、平成九年の都市計画決定から一向に解決が図られていない県道上尾環状線いわゆるB S 通りと久保踏切、この立体交

差化について、まずお伺いいたします。

北上尾駅に近い当該踏切は、遮断時間が長く、交通量も多く、特に朝晩は混雑がひどい状況であります。計画決定当時とは資材の価格や道路交通量等の変化も経て、現実には一刻も早い立体交差化が地元では望まれておりますが、進捗と見直しをお伺いいたします。



③北上尾の踏切立体交差化を再始動

県土整備部長 答弁

県道上尾環状線とJ R 高崎線が交差する久保踏切は、踏切を撤去するため、鉄道高架部をアンダーパス構造で立体交差化する計画です。これまでに、久保踏切から東側の県道鴻巣川川さいたま線までの区間については、土地区画整理事業に合わせて用地を取得しました。平成二十九年から鉄道事業者と立体交差に係る協議を進め、令和元年度には鉄道交差部を含む道路概略設計を実施しました。

この箇所には、県企業局所管のシールド外径二メートルの水道管が埋設されており、アンダーパスの工事を行うには、水道管を移設する必要があります。今後は、アンダーパスの施工方法や、水道管の移設位置などについて、鉄道事業者及び企業局と協議を進めてまいります。

伊奈町の将来を拓く伊奈中央線の整備加速を

尾花 ② 都市計画道路伊奈中央線〔地図記載箇所④〕

こちらは、伊奈町の中心部を南北に縦断し、完成後は正に伊奈町の背骨となる期待がされる道路です。これまで県道さいたま栗橋線から上尾環状線までの区間は開通し、現在、その先線である上尾蓮田線までの区間が事業中となっております。この道路と並行する蓮田鴻巣線は、幅員が狭く、歩道が未整備の区間が多いことから、整備を加速してほしいとの強い要望がありますが、進捗と見直しについてお伺いいたします。



④伊奈中央線の整備加速

県土整備部長 答弁

県道上尾環状線から県道上尾蓮田線までの六百五十メートル区間の進捗状況については、用地買収率は三二パーセントとなっております。令和五年度は、県道上尾環状

線との接続部で一部工事に着手してまいります。今後の見通しですが、引き続き用地取得を進めるとともに、まとまって用地が確保できた箇所から順次工事を実施してまいります。

第二産業道路整備加速を。年内供用開始との答弁！

尾花 ③ 第二産業道路〔地図記載箇所⑤〕

上尾環状線から上尾蓮田線までの区間で事業を進められており、国道一七号や旧中山道の渋滞解消は、もちろんのこと、緊急輸送道路としても重要であり、そしてその先には上尾、伊奈が今後令和十五年稼働に向けて共同建設予定のごみ処理場周辺への接続可能性もある、未来を開く重要な道路であります。

今後の地域経済の発展、ひいては埼玉県の発展につながる整備に向け、一日も早い完成を望みまして、進捗と今後の見直しを県土整備部長にお伺いいたします。



⑤第二産業道路の早期供用と先線開発

県土整備部長 答弁

この道路は、草加市内の都県境から県中央部を縦断し、上尾市の県道上尾環状線までの約二四・六キロメートルが整備済みとなっております。現在、その北側の県道上尾蓮田線までの九百メートル区間の整備を進めております。

現在の進捗状況ですが、用地買収率は九八パーセントとなっており、二車線での部分供用に必要用地は確保されております。工事につきましては、県道や市道との交差点を除きおおむね完了しているため、残る工事を進め、年内の供用を目指してまいります。



尾花あきひとと上尾伊奈政策 最新の動き

県議となり各地域の願いを訴え施策が動き始めました。

①水上公園跡地の開発
②原市沼開発による人の賑わい作り 市・町と連携
③北上尾の踏切立体交差化を再始動
④伊奈中央線の整備加速
⑤第二産業道路の早期供用と先線開発
⑥平方の県道緑地帯 除草・剪定作業
⑦西上尾第1団地前の冠水対策 雨水マスを下流に接続(接続先を複数試行中) ※市と連携
⑧鴨川 雑草刈払
⑨上尾小学校前信号機 ボタンを押してからの待ち時間を短縮
⑩芝川都市下水路雑草刈払 ※市と連携
⑪小室 丸山駅～高齢者施設～保育園区間の歩道整備 ※町と連携

(地図の①～⑤は一般質問本文参照)